

## 「株式移管手数料キャッシュバック・サービス」のご案内

当社のお客様（お取引口座がない場合には、新たにご開設ください。）が、他の証券会社から一定の上場株券等を、当社へ移管を行ったときに、お支払いになった実費（消費税等を含みます。）の一定額までを、お客様にお支払いいたします。

### 1. サービスの概要

---

① 移管の対象証券

上場国内株式等（ETF、ETN、優先出資証券を含みます）

★日本銀行出資証券、TOKYO PRO Market 銘柄は対象外です。

② サービス開始日

平成31年4月1日当社への入庫分からいたします。

★過去にさかのぼっての適用はございません。

③ サービスを受けるには

お客様がお支払いになった手数料の額および振替の明細のわかる領収書などの書類を、移管の日から3か月以内に当社営業員にご提出ください。

④ お支払いする金額

お客様がお支払いになった消費税等を含む手数料と同じ金額を、当社のお客様の口座へ入金いたします。なお、当社がお客様にお支払いする金額は10万円までといたします。

⑤ 取引口座のご名義

ご名義が同一の口座間の移管に限ります。

送り側、受け側の名義人様が同じである場合に限ります。

このご案内は平成31年3月1日現在の情報です。

## 2. ご請求方法

---

- ① 移管元での移管のお手続きに、お客様の「当社の加入者口座番号（かにゆうしゃこうざばんごう）」が必要になります。当社の担当者に、お客様の「加入者口座番号」をお尋ねください。★加入者口座番号は、お取引口座番号とは異なります。
- ② 有価証券をお預けになっていらっしゃる証券会社に、移管のお手続きをご依頼ください。移管に必要な手数料は一旦お支払いください。お支払いになった手数料の金額などがわかる書類を必ずお受け取りください。
- ③ 移管の下限は設けていません（少額の移管からご利用いただけます）。  
移管が完了しましたら、当社からお客様にご連絡いたします。
- ④ 「移管依頼日」「移管証券の銘柄・数量」「移管に係る手数料」「移管口座の名義」「移管元の証券会社名」のわかる領収書などを当社へご郵送または、当社の営業員にお渡しください。  
書類はお返しいたしませんので、必要な場合にはコピーをお手元にお残してください。  
移管完了後、領収書などのご提出からお支払い（入金）までに3営業日ほどかかる場合があります。

## 3. ご注意いただきたいこと

---

- ① 本サービスは、移管元の証券会社が国内の会社であり、お客さまが円貨にて支払われた手数料を対象といたします。
- ② 本サービスのご利用により、確定申告が必要な場合がございます。
- ③ 本サービスをご利用の後、移管日から3か月以内に同一銘柄を他の証券会社へ預け替えることはご遠慮いただきます。
- ④ 取引口座開設のお申し出には、諸事情によりお応えできないことがあります。
- ⑤ 本サービスは、当社の都合により予告なく内容の変更または終了することがございます。
- ⑥ 当社の役職員および同居の家族、上場法人様は本サービスの対象といたしません。

---

お問い合わせは、お取引のある営業員にお申し付けください。

東京都中央区日本橋小網町10-2

**丸 国 証 券 株 式 会 社**

日本証券業協会 加盟 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第166号

このご案内は平成31年3月1日現在の情報です。